

# 指定管理者管理運営状況評価の流れ

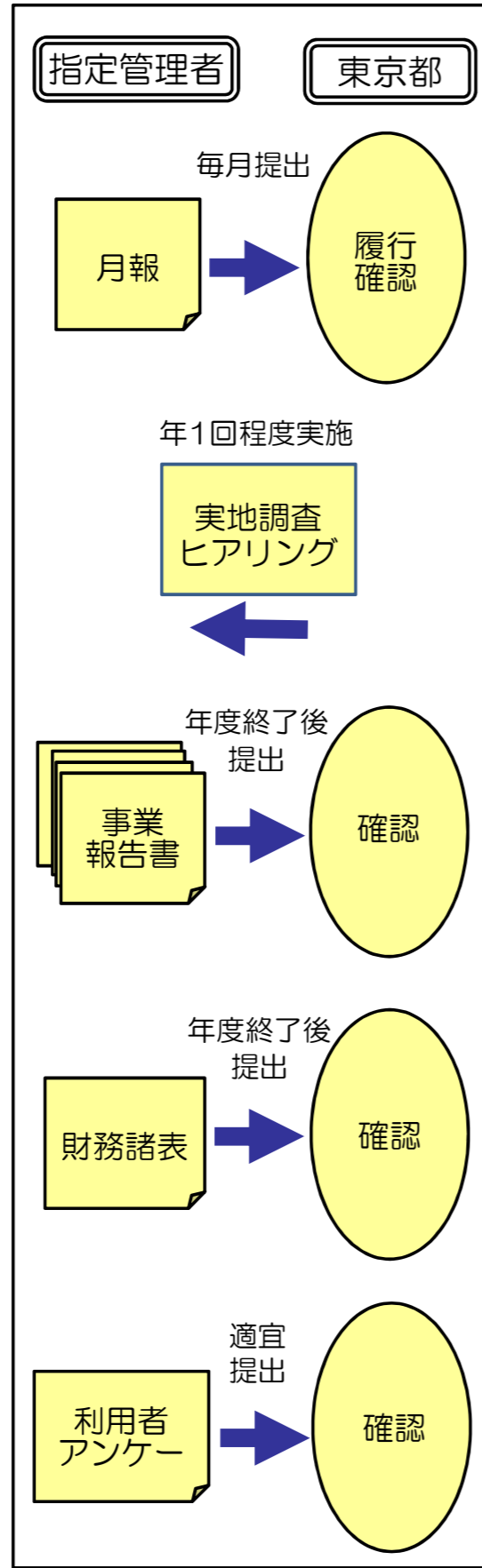
## 確認項目

## 管理運営状況の確認

## 一次評価 (所管局による客観的評価)

## 二次評価 (評価委員会による専門的評価)

- ①管理状況**
- 協定や事業計画に沿って適切に施設管理が行われているか
  - 個人情報保護、報告等は適切に行われているか
  - 施設の安全性は確保されているか
  - 適切な経理処理・財産管理が行われているか
- ②事業効果**
- 利用者促進に取組み、効果が出ているか
  - 事業内容、職員対応について利用者の反応はどうか



・所管局は、管理運営状況の確認の結果等を踏まえ、指定管理者の年間を通じた管理運営状況の評価。

・各確認項目について、指定管理者が果たすべき業務に照らして、「水準を上回る」(2点)、「水準どおり」(1点)、「水準を下回る」(0点)の3段階で評価。

一次評価 (イメージ)	配点	水準を上回る (2点)	水準どおり (1点)	水準を下回る (0点)	評価理由
1 施設・設備の保守点検	×1		○		実地調査を行ったところ、適切な保守点検を実施し、事故の未然防止に努めていることを確認したため、水準どおりとする。
2 施設の清掃 (施設の清潔さ)	×1		○		実地調査を行ったところ、清潔な状態を保持し、消耗品も適切に補充していることを確認したため、水準どおりとする。
...	...	...	...	...	...
19 利用状況	×1		○		個人利用者数は前年度比△6.2%、団体種別率は前年度比△3%であった。個人利用者数、団体種別率ともに前年度と比べて概ね同等であるため、水準どおりとする。
...	...	...	...	...	...
31 利用促進への取組	×1	○			ホームページの活用や自治体広報に加え、26年度新規に、新聞やタウン情報誌、ポスターや全道報など多くの広告媒体を活用して利用促進への積極的な取組みを進めた。この点を評価し、水準を上回るとする。

・各確認項目の評価の得点の合計点に基づき、全確認項目において中位の評価（「水準どおり」）を受けた場合の合計点を「標準点」として、次の4段階で評価。

評価	確認項目評価の得点の合計点
S	「標準点の1.33倍 (小数点以下切上)」以上
A	「標準点の1.25倍 (小数点以下切上)」点以上 かつ 「標準点の1.33倍 (小数点以下切上) -1」点以下
B	「標準点の0.88倍 (小数点以下切捨) +1」点以上 かつ 「標準点の1.25倍 (小数点以下切上) -1」点以下
C	「標準点の0.88倍 (小数点以下切捨)」点以下

法令・協定違反、指定管理者の責めに帰すべき事故等があった場合

**【財務状況の確認】**  
公認会計士である評価委員の助言を得て、指定管理者の財務状況を確認

**【特命要件の継続状況の確認】**  
特命により指定管理者を選定した施設は、特命要件の継続状況を確認

**【評価委員会】**

- ・指定管理者の管理運営状況を客観的・総合的に評価するため、所管局は評価委員会を設置し二次評価を行う。
- ・評価委員会は、外部委員で構成。

**【評価の内容】**

- ・評価委員会は、施設の設置目的などを踏まえたうえで、一次評価の内容について検証し、管理運営状況、事業効果その他について専門的な評価を実施。
- ・また、指定管理者のサービス水準の向上、効率的な運営の推進等に関する助言が可能。

**【二次評価の評価基準】**

- ・二次評価は、次の4段階で決定する。

評価	内容
S	管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
A	管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
B	管理運営が良好であった施設
C	管理運営の一部において良好ではない点が認められた施設

- ・S評価は、特に優れた取組を行い、成果をあげている指定管理者を評価するために用いる。
- ・C評価は、管理運営がおおむね良好でも、その一部に改善を要する点が認められた事業者を評価するために用いる。

